

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
大気汚染防止法第17条第3項	事故の拡大又は再発の防止の措置 命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第17条第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認められるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。